

第十八編 人口問題

第一 人口靜態(大正七年度)

我國に於ける人口靜態統計の最も正確なものは之を大正九年十月一日に行はれた第一回國勢調査の結果に俟たなければならぬが其の結果は一部分しか發表されて居ないから先づ大正七年に行はれた第五回靜態調査により大正七年末現在人口から述べる事とする

(イ)人口の増減

大正七年末道府縣現住人口數は五八、〇八七、二七七であつた。而して大正二年末第四回靜態調査に於ける人口總數は五五、一三一、二七〇であつたのだから五年間に於ける増加實數は二、九五六、〇〇七である而して明治三十一年末第一回調査に於ける四五、四〇三、〇四一に比すると我が邦の人口は過去二十年間に一二、六八四、二三六増加した事になる。今左に過去五回の調査の結果を列記すれば左の如くである

調査の時

現住人口

明治三十一年末	四四、四〇三、〇四一
同 三十六年末	四八、五三三、七三六
同 四十一年末	五一、七四二、四八六
大正二年末	五五、一三一、二七〇
大正七年末	五八、〇八七、二七七

(ロ)人口の道府縣別

大正七年末現住人口を道府縣別にし、其の多少によつて順位をあげると左の如くである。

人口問題

東京府	三、七九、三五五
兵庫縣	二、三二、〇五三
愛知縣	二、二四、〇七七
大阪府	二、八八、四九三
北海道	二、二七、七〇〇
福岡縣	二、二二、五九六

前期より本期に至る
至る各五年間に
於ける増加實數
(人口一〇〇〇に付)

前期より本期に至る	三、一九、六九五
至る各五年間に	三、一九、七五〇
於ける増加實數	三、三八、七八四
(人口一〇〇〇に付)	二、九五、〇〇七

新潟縣	一、九六、〇二七	廣島縣	一、六八、九三六
静岡縣	一、五九、七三三	長野縣	一、五八、三五四
愛知縣	一、四六、四九七	茨城縣	一、四七、七三五
千葉縣	一、三九、七四六	埼玉縣	一、三九、七三三
福岡縣	一、三六、六〇九	京都府	一、三三、八九〇
神奈川縣	一、三三、〇三六	熊本縣	一、三二、三三五
岡山縣	一、二五、五九〇	長崎縣	一、三〇、二四九
愛媛縣	一、二八、〇三九	岐阜縣	一、二〇、四八二
三重縣	一、二四、八九一	栃木縣	一、一〇、三三三
山口縣	一、〇九、〇四八	群馬縣	一、〇八、二四一
山形縣	九七、〇五三	秋田縣	九七、二二三
宮城縣	九五、五七一	大分縣	九三、九九四
巖手縣	八九、六五三	富山縣	八三、一九一
石川縣	八三、八三五	青森縣	七六、八四一
和歌山縣	七五、四〇〇	徳島縣	七四、〇八八
島根縣	七七、五三〇	香川縣	七四、三七四
高知縣	七〇、七二〇	滋賀縣	七三、九四四
佐賀縣	六九、三三三	宮崎縣	六五、一五一
福井縣	六六、八四七	山梨縣	六三、三三四
奈良縣	五九、四八三	沖繩縣	五八、〇九〇
鳥取縣	四六、二八一		
北海道	三、八〇	東京府	三、〇九
大阪府	三、三五	福岡縣	一、八、六三
宮崎縣	一、七、六六	沖繩縣	一、六、八四
長崎縣	一、六、三〇	兵庫縣	一、六、〇三

大正二年末に於ける調査と大正七年末調査の結果による道府縣人口増加並に減少歩合を示せば左の如くである

人口千に就き増加歩合

神奈川縣	一四・九六	京都府	一四・四三
静岡縣	一四・六六	福島縣	一三・七三
群馬縣	二・六六	茨城縣	二・〇八
長野縣	一〇・五七	全國平均	一〇・五〇
鹿兒島縣	九・二五	青森縣	八・五六
巖手縣	八・〇七	山梨縣	七・八四
埼玉縣	七・〇五	秋田縣	七・〇三
和歌山縣	六・四四	愛知縣	六・三三
宮城縣	五・八一	愛媛縣	五・四二
岐阜縣	四・六三	山形縣	四・四六
高知縣	四・三三	岡山縣	三・八五
三重縣	二・四二	滋賀縣	一・八八
山口縣	一・六六	熊本縣	一・三二
新潟縣	〇・九〇	徳島縣	〇・九八
人口千に就き減少歩合			
香川縣	三・一九	島根縣	二・二二
福井縣	四・五四	佐賀縣	四・六六
鳥取縣	二・三〇	奈良縣	二・〇八
大分縣	一・二九	千葉縣	〇・八四
富山縣	〇・六三	石川縣	〇・六一
廣島縣	〇・四四		

(ハ)人口の密度

我邦道府縣の總面積は二四、七九四方里餘であつてこれに現住する大正七年末人口は五八、〇八七、二七七であるから一方里に付き人口の密度は二三四三人である。

年次	一方里に付現住人口	各期間に於ける一方里には現住人口増加數
明治三十一年末	一八三	二七
同 三十六年末	一九六	二九
同 四十一年末	二〇七	一一
大正二年末	二三四	二七
大正七年末	二三四	二九

(ニ)人口の男女別

大正七年末現住人口の男女別を見るに男二九、三三三、六六七、女二八、七五三、六一

調査の年

調査の年	現住人口		各五年間に於ける毎年平均増加歩合(人口千に付)
	男	女	
明治三十一年末	一五、四〇三、〇四一	一三、〇一一、九六五	二二・七
同 三十六年末	一八、五四三、七三六	一四、六三三、四六七	二二・三
同 四十一年末	二一、七四三、四六六	一八、二五五、二五五	二二・四
大正二年末	二五、一三三、二七〇	二二、九二一、四四四	二二・五
大正七年末	二九、三三三、六六七	二八、七五三、六一〇	二二・三

(ホ)人口の年齢別

人口の年齢別は大正七年の第五回靜態調査によらざるを得ないが同年末に於ける人口の年齢別は何等特異なるものがない。即ち左の如くである。

年齢	人口	年齢	人口
千中	〇一五	千中	二九・一
千中	二九・〇	千中	一〇一・五
千中	二〇一・五	千中	一〇三・九
千中	九六・〇	千中	二五・一
千中	二〇一・五	千中	七・七

○であつて之を前回の調査に比べると男一、四二二、二五三、女一、五三三、七五四を増加して居る。即ち大正二年末に對し男四・八五%女五・三三%を増加して居る割合である。而して男の女に超過せる實數は五八〇、〇五七であつて男女の權衡は現住人口總數百中、男は五〇・五〇、女は四九・五〇、女百に付男一〇二・〇二の割合である。今此等の關係に就き明治三十一年以來の消長を列記すると左の通りである。

調査の年	男	女	女百に付男
明治三十一年末	一五、四〇三、〇四一	一三、〇一一、九六五	一〇三・七
同 三十六年末	一八、五四三、七三六	一四、六三三、四六七	一〇三・三
同 四十一年末	二一、七四三、四六六	一八、二五五、二五五	一〇三・〇
大正二年末	二五、一三三、二七〇	二二、九二一、四四四	一〇三・四
大正七年末	二九、三三三、六六七	二八、七五三、六一〇	一〇三・三

三〇—三九	六・四	三・四〇	六・九	四〇—四九	六・八
四〇—四九	五・五	五〇—五九	三・二	五〇—五九	三・一
五〇—五九	三・六	六〇—六九	二・四	七〇—七九	一・七
六〇—六九	九・六	八〇—八九	三・七	九〇—九九	〇・二
七〇—七九	〇・七	九五—九九	〇・四	一〇〇以上	〇・二
八〇—八九	〇・〇	總計	一〇〇〇・〇		
九〇—九九	〇・〇				
年不詳	〇・〇				

今此の年齢別を〇—十五歳、十五—六十歳、六十歳以上の三階級即ち幼年者、生産的年齢階級、生活能力薄弱者の三者に分ち更に此の三者の累計比較を見ると左の如くである(千分比)

〇—一四歳	一・五	一六歳以上	〇・二	合計	一・七
明治三十一年	三・三	三九・五	〇・二		四三・〇
明治三十六年	三・八	三三・〇	〇・三		三七・一
明治四十一年	三・三	三三・六	〇・〇		三六・九
大正二年	三・四	三三・七	〇・〇		三七・一
大正七年	三・〇	三三・七	〇・〇		三六・七

第二 人口動態

(大正八年) (國勢院調査)

(イ)婚姻 婚姻總數は四八二、八一〇件であつて前年に比し二〇、四七六件を減じた。之を婚家の現在地に依りて分てば内地に於ける婚姻數は四八〇、一三六件であつて朝鮮、臺灣、樺太、關東州及外國に行はれたるもの二、六七四件あり、此の内地婚姻數を同年末現在人口に比すれば人口一〇〇〇に付八・五八に當り前年より低き事〇・四一である。

本邦婚姻率の趨勢は明治四十一年の九・三五を最高とし爾來逐年低下したけれども大正三年一時上昇し、四年五年には相次で降つたが大正六年に至つて再び上昇し、大正七年には前記明治四十一年に亞ぐの高率を示した。大正八年は稍々下降したけれども例年(大正三年乃至同七年の平均)の八・二九に比し猶高率を示した。

大正八年の婚姻率を大凡同時代に於ける諸外國の婚姻率と比較すれば我國より高きは丁抹の一六・六、佛蘭西の一三・四、英克蘭威爾斯の一〇・三、蘇格蘭の九・〇等で和蘭の七・五、西班牙の六・九、獨逸の五・三、愛耳蘭の五・二、白耳義の五・〇、伊太利の二・七等は何れも我國より低かつたが大正八年には一律に上昇し以て我國より高きもの數國に及んだ。

市區 大正七年末現在の市區及人口五萬以上の町以下皆同じに婚家の現在する者の婚姻總數は七三、八〇三件である。之を同年末現住人口に比すれば一、〇〇〇に付七・〇七で前年より低きこと〇・〇七である。之を全國の率八・五八に比すれば一・五一低い。

(ロ)離婚 離婚總數は五七、一二九件であつて前年に比し三八八件を増した。之を婚家の現在地に依り分てば内地に於ける離婚數は五六、八一二件で朝鮮、臺灣、樺太、關東州及外國にて行はれたもの三一七件あり。此の内地離婚數を同年末現住人口に比すれば人口一、〇〇〇に付き一・〇一で前年と同率である。又婚姻一、〇〇〇に對する割合は一・一八・三で前年より高き事五・五である

本邦の離婚率は嘗ては人口一、〇〇〇に付三以上の高率を示したが漸次其の率低下し大正六年には一となり八年は殆んど之と同率である、又婚姻一、〇〇〇に對する離婚の割合に依り之を觀るときは明治三十二年の二二三・八を最高とし爾來減少を續け三十九年の一八五・三を境とし更に頓に低下し四十年には一四一・〇となり更に四十

一年には一三〇・六に減じ爾來概して此の割合を以て大正五年に至り六年以來更に減少して今日に及んだ

諸外國に於ける最近の婚姻比例に就て之を見るに獨逸は二一・六佛蘭西は一九・二英古蘭威爾斯は一・六であつて何れも我國より遙かに低い

市區に婚家の現在する離婚總數は九一九五である。之を同年末市區現住人口に比すれば人口一、〇〇〇に付〇・八八に當り前年と同率である。又婚姻一、〇〇〇に對する割合は一・二四・六であつて前年より高い事一・〇である。之を全國の割合と比較すれば人口に對する割合は市區に於て低いが婚姻に對する割合は却て市區に於て高い。

(ハ)出生 出生總數は一、八一、八一六人で内男九二七、五九六人女八八四、二二〇人である。之を前年に比すれば男三、二七六人 女八、二八九人を減少した。更に之を現在地に依り分てば内地に於ける出生は一、七七八、六八五人で内男九一〇、四〇〇人 女八六八、二八五人 朝鮮、臺灣、樺太

關東州及外國に於ける出生は三三三、一三一に比すれば低きこと實に七・一八である。人で内男一七、一九六人 女一五、九三五人である。内地に於ける出生を同年末現住人口に比すれば人口一、〇〇〇に付三一・六二に當り前年より低き事〇・五七である。男女の割合は女一〇〇に付男一〇四・九に當り前年より男の割合が〇・六高い

本邦の出生率は明治初年以來年に依り多少の高低はあつたと云へ漸次上昇し明治四十四年には三四・一九に昇騰したが爾來年々降下して今日に及んだ。我國出生率を諸外國の出生率と比較すれば西班牙は三〇・〇和蘭は二五・三丁抹は二二・七 蘇格蘭は二一・七 愛耳蘭は二〇・五 英克蘭威爾斯は一九・二伊太利は一九・〇 獨逸は二三・九 佛蘭西は一二・二で何れも我國より遙に低い。

市區に於ける出生は二五五、一六六人で内男一三〇、五九九人女一二四、五六七人である。之を同年末市區現住人口に比すれば人口一、〇〇〇に付二四・四に當り前年より〇・六六高い。之を全國の出生率三二・六二に比すれば低きこと實に七・一八である。男女の割合は女一〇〇に付男一〇四・八で前年より男の割合低き事〇・三、内地總數の割合に比し男の割合〇・一低い。

(ニ)死産 内地に於ける死産總數は一三二、九人内男七一、六二八人女六〇、九一八男女不詳三九三であつて、前年より總數に於て九、五六八人を減じた。之を同年末現住人口に比すれば人口一、〇〇〇に付二・三六で前年より〇・二〇底い。本邦の死産率は嘗て頗る高く三以上の率を示したが明治四十二年より徐々に低下し、大正元年以來は三以下に降つて今日に及んだ。我國死産率を諸外國の死産率に比すれば伊太利は〇・八 丁抹は〇・六 獨逸は〇・五 佛蘭西は〇・五等であつて何れも我國より遙に低い。

市區に於ける死産總數は一八、九五三人 内男一〇、四〇二人 女八、四六五人 不詳八六人であつて前年より總數に於て三五三人を減じた。之を同年末市區現住人口に比すれば

ば人口一、〇〇〇に付一・八一に當り全國の率より〇・五五低い。

(ホ) 死亡總數は一、三〇四、〇五四人で内男六六二、二三四人 女六四一、八三〇人である、之を前年に比すれば其の減少實に二〇九、六三三人で内男一〇三、二七六女一〇六、三五七人である。之を現住地に依り分てば内地の死亡者總數は一、二八一、九六五人 内男六四八、九八四人、女六三二、九八一であつて朝鮮、臺灣、樺太、關東州及外國に於ける死亡總數は二二、〇八九人 内男一三、二四人 女八、八四九人である。各内地に於ける死亡數を同年末現住人口總數及各性人口に比すれば人口一、〇〇〇に付二二・七九 男二一・九六 女二二・六二に當り前年に比し四・〇四 男三・九六 女四・一一を減じた。内地死亡者に就き男女の權衡を見るに女一〇〇に付男一〇二・五に當り前年より男の割合高き事〇・七であつて出生の割合に比し男の低き事二・四である。

本邦の死亡率は一高一低常ならざるが如

くであるが仔細に觀察すれば急性傳染病の流行せる明治二十年頃に屢々高率を現はしたる事あるを例外として概して低下の傾向を示したが近年に至り乳兒死亡の増加及青年幼年の死亡増加に依りて漸次其の率を高めつゝある。而して大正七年の流行性感冒に依る特別の高率を例外とするも大正八年は前々年に比し尙高率を示し死亡率漸増の狀歴然たるものがある。

我國死亡率を諸外國死亡率と比較すれば佛蘭西は一八・七 伊太利は一八・七 獨逸は一八・四 愛耳蘭は一八・〇 白耳義は一七・四 和蘭は一・七四 蘇格蘭は一五・四 英古蘭威爾斯は一四・〇 丁抹は一三・一で何れも我國より低い。

市區に於ける死亡總數は二一八、八三三人 内男一一一、八四七人 女一〇六、九八六人である。之を同年末市區現住人口に比すれば人口一、〇〇〇に付二〇・九六 男二〇・五一 女二一・四四であつて前年に比し三・二八 男三・三五 女三・二二低い。之を全國の同率と比較すれば一・八三 男二・

四五 女一・一八低い。又全國に於ては男の死亡率女より高かつたが市區に於ては女は男より高い。

市區死亡者男女の權衡は女一〇〇に付男一〇四・五であつて前年の一〇六・三に比し一・八男の割合が低い。

(ヘ) 自然増加 大正八年に於ける内地の出生及死亡は以上の如き状態であつて出生の死亡に超過する事總數四九六、七二〇人 内男二六一、四一六人 女二三五、三〇四人である。之を同年末現住人口に比すると人口一、〇〇〇に付八・八三に當り前年より三・四六を増し既往の最高率に比すれば四・九七低い。

本邦の自然増加率は明治初年以來一高一低あるも漸次上昇し大正二年には一三・八〇に昇騰したが爾後年々低下し大正七年は著しき低下は之を例外としても大正八年は前々年に比し猶低率を示した。

我國自然増加率を諸外國の自然増加率と比較すれば我國より高きは丁抹の九・六で和蘭の七・七 蘇格蘭の六・四 佛蘭西の五・

五英克蘭威爾斯の五・二は何れも我國より低い。

道府縣及人口十萬以上の市區に於ける婚 如くである。 姻、離婚、出生、死産及死亡を擧ぐれば次の

道府縣	婚姻	離婚	出生	死産	死亡
總數	四八〇、三三六	五六、八三一	一、七七八、六八五	一三三、九三九	一、二八一、九六五
東京府	二六、九五二	二、九八三	一〇五、五六四	七、五四八	八三、七五三
京都府	九、九三四	一、〇〇一	三五、六三八	二、八〇八	三〇、〇三七
大阪府	一八、九〇一	一、八八七	六九、〇六六	五、八一九	六三、二七八
神奈川縣	一〇、二八〇	八八七	四〇、八四八	三、三〇一	二八、八二五
兵庫縣	一七、九二二	一、六六五	六五、八五七	五、〇二六	五三、三八〇
長崎縣	九、六八七	一、〇九九	三三、一八八	一、八〇二	二二、七二六
新潟縣	一七、九九一	二、七七九	六四、四七六	四、二一九	四三、一九七
埼玉縣	一一、二五七	一、一六四	四七、八五〇	四、五二二	三三、一〇〇
群馬縣	八、九九二	九一五	三五、八三三	三、六三三	二六、五〇八
千葉縣	一一、五〇一	一、三三三	四三、九六一	四、〇二五	三三、四三〇
茨城縣	一一、四一一	九六四	四三、三三二	四、五九五	三〇、一五六
栃木縣	九、四一五	九九三	三六、五二五	四、〇九六	三三、二八二
奈良縣	四、七三三	四二七	一七、九二六	一、五五八	一三、〇〇四
三重縣	八、五〇三	九四二	三三、五一一	二、四〇三	二五、五七三
愛知縣	二六、二四〇	二、〇五〇	六八、七五九	四、七六二	四七、一九一
靜岡縣	一四、〇八六	一、九六七	五四、八九七	四、四三五	三三、五七四
山梨縣	五、二〇八	五一一	一九、六四四	一、七三八	一三、五三一
滋賀縣	五、八五九	四九六	二〇、九四七	一、四七七	一六、六六六
岐阜縣	八、九二四	一、二一五	三六、四三一	二、八二四	二六、八七二
長野縣	二二、九九八	一、二一九	四六、六八六	四、四五三	三三、九三九
富山縣	九、五〇九	一、一〇九	三四、七六八	二、六七五	三三、七九八
福井縣	二二、七三二	一、四〇五	四六、四九一	四、二四一	三三、一六〇
巖手縣	八、七八八	一、二七三	三〇、五八〇	二、八八七	二三、一八三
青森縣	七、五六六	一、一八〇	二九、七八三	一、七〇〇	二九、四二三
山形縣	九、三三五	一、二七四	三三、九六〇	二、三七一	二四、三二一

道府縣	婚姻	離婚	出生	死産	死亡
秋田縣	九、五〇六	一、五三三	三三、八九二	二、九七七	三三、六九
福井縣	五、七八〇	六八一	二〇、八九六	一、四三〇	一七、三三六
石川縣	七、〇三三	八三七	二五、二一九	一、六二六	二〇、〇一九
富山縣	七、三三三	八五八	二七、五四七	一、四三〇	一九、五五三
鳥取縣	三、九六六	四八九	一三、八〇五	一、二七五	九、三三六
島根縣	六、七七〇	一、〇六五	二一、四三五	一、七八七	一六、二五七
岡山縣	一〇、二八〇	一、二二九	三三、二一〇	三、〇三六	二六、八九三
廣島縣	一六、二八九	二、五三〇	四八、六七八	三、二〇八	三五、〇八二
山口縣	九、八〇五	一、三三二	二九、九四〇	一、三〇六	二二、一四九
和歌山縣	六、七三三	六六〇	二二、二二二	一、七八三	一五、四〇六
徳島縣	五、八五一	六〇三	二一、八九三	一、八六八	一六、〇四三
香川縣	五、七三一	六七二	三二、七八七	一、五四〇	一七、三六一
愛媛縣	九、五三九	一、四九九	三三、八三七	二、〇五八	二二、九八二
高知縣	六、一七五	九一五	一九、四七三	一、四〇〇	一四、一四九
福岡縣	一七、三三三	一、九六七	六二、一一〇	五、一六	四七、二四九
大分縣	七、五五五	九三七	二五、九六三	一、三二〇	一九、三五一
佐賀縣	六、三八一	七四八	二一、四八九	一、四五四	一四、四四〇
熊本縣	二、七九二	一、四四二	三六、四二四	一、一七二	二四、八〇九
宮崎縣	五、〇五二	六八八	一九、一九九	一、三三三	一一、五七七
鹿兒島縣	二、七三〇	一、一五四	四三、二七六	一、三九四	二五、一三一
沖繩縣	三、六三九	六九二	二二、九一七	一、一五	一〇、一五
北海道	一七、三六一	一、七九五	八三、〇九二	五、七五六	四九、二二三

例 (人口千に付)

道府縣	婚姻	離婚	出生	死産	死亡
東京府	七・七九	〇・八六	三三・七一	二・二八	二四・三三
總數	八・五六	一・〇一	三三・九八	二・三六	二三・七九

人口問題

京都府	大阪府	神奈川縣	兵庫縣	長崎縣	新潟縣	埼玉縣	群馬縣	千葉縣	茨城縣	栃木縣	奈良縣	三重縣	愛知縣	靜岡縣	山梨縣	滋賀縣	岐阜縣	長野縣	宮城縣	福島縣	巖手縣	青森縣	山形縣	秋田縣	福井縣	石川縣	富山縣	鳥取縣
七・四三	七・一四	八・一一	八・一一	八・二〇	九・六四	八・二九	八・五〇	八・四四	七・三〇	八・八二	八・二二	七・八一	七・八二	八・九六	八・五三	八・六七	八・一五	八・四三	一〇・二五	九・三八	一〇・二五	九・六四	九・四六	九・九三	九・三三	九・一六	九・三三	八・七六
〇・七五	〇・七一	〇・七〇	〇・七五	〇・九三	〇・九六	〇・八七	〇・八七	〇・九八	〇・七〇	〇・九三	〇・九三	〇・八六	〇・八六	〇・九五	〇・八四	〇・七三	〇・七三	〇・七九	一・一八	一・〇四	一・五〇	一・九〇	一・三二	一・六〇	一・一〇	一・〇九	一・二〇	一・〇八
二八・七六	二八・三二	三四・八二	三三・一〇	二九・五四	三六・七七	三八・五七	三七・三二	三六・七一	三六・三〇	三八・〇七	三三・四四	三三・九八	三三・四〇	三七・七三	三四・九六	三三・一八	三五・八七	三三・一六	三三・九五	三七・四一	三九・三一	三九・六三	三八・二七	三八・五一	三五・九八	三四・九五	三六・九九	三三・二九
二・一〇	二・二〇	二・五四	二・二七	一・五二	二・二二	三・三三	三・四三	二・九五	三・三四	三・八四	二・六七	二・二〇	二・二九	二・八二	二・八四	二・一八	二・五八	二・八八	二・八五	二・七四	三・三九	二・一四	三・四三	三・一一	二・二二	一・八三	二・八一	二・五三
三三・四七	三三・五四	三三・七三	三三・七三	一八・三七	二四・三三	二四・三八	二五・〇七	二二・八三	二二・九三	二二・八二	二二・九三	二二・九三	二二・九三	二二・七二	二二・三五	二二・六六	二四・五六	二二・〇一	二五・元	二二・七九	二二・七二	二二・三三	二四・四四	二四・九二	二四・六八	二六・〇六	二四・九六	二〇・五九

鳥根縣	岡山縣	廣島縣	山口縣	和歌山縣	德島縣	香川縣	愛媛縣	高知縣	福岡縣	大分縣	佐賀縣	熊本縣	宮崎縣	鹿兒島縣	沖繩縣	北海道	東京市	大阪市	神戶市	京都市	名古屋市	橫濱市	長崎市	廣島市	函館市	吳市
九・五八	八・一八	一〇・〇〇	九・一七	八・六一	七・九八	八・二六	八・六三	八・八七	八・五四	八・四五	九・七八	九・三三	七・八一	八・一五	六・二六	八・二三	一六、三〇〇	九、三九	三、八四三	四、四一九	三、四〇七	三、一三一	一、二〇五	一、四五六	一、二〇四	八七六
一・五一	〇・九〇	一・五五	一・二四	〇・八四	〇・八二	〇・九七	一・三三	一・三一	〇・九七	一・〇五	一・一五	一・一三	一・〇六	〇・八〇	一・一九	〇・八四	一、九三三	一、〇一九	四、四	五、〇	四、七	三、五二	一、三四	二、六四	一、八七	一、五三
三三・八三	二八・八二	三二・八四	二九・三三	三〇・六八	三三・四二	三五・〇八	三三・五一	二九・九八	三三・六三	三〇・四六	三五・一六	二九・四三	三一・六一	三〇・三七	三二・二四	四一・五六	五七、七二五	二九、二八九	二二、八六九	一五、〇九五	二二、八九六	一〇、九四八	三、五六一	三、七三九	四、四八四	三、三五三
二・四一	一・九七	一・三三	二・二八	二・六三	二・三三	一・八六	二・〇一	二・五三	一・四六	二・三三	〇・九二	一・八九	〇・九七	一・八九	〇・〇三	二・六九	三、九三四	二、八一九	一、三三八	一、一四	七、四二	八、五四	二、五一	二、七三	二、五九	二、三三
三三・〇一	二二・元	二二・五三	一九・七一	一九・七〇	二二・八九	二五・〇三	二二・七一	二〇・三三	二二・二八	二二・六一	二二・三三	一九・四三	一七・九〇	一七・四八	一七・三三	三三・〇五	四九、一八六	二八、七一九	一一、九二三	一三、四三六	九、〇六一	八、九七二	二、六〇〇	三、五七四	三、四三九	二、五三九

市	人口	婚姻	離婚	出生	死産	死亡
金澤市	一、二五	一、二九	三、三三	一、八	三、七一	八、三
仙臺市	八〇	五	三、二四	一、〇	二、七四	七、四
小樽區	七四	一、九	三、二九	三三	二、五七	六、七
札幌區	六三	六	二、八九	一九	二、四〇	九、五〇
鹿兒島市	六四	七〇	二、〇四	一三五	一、六〇	八、九一
八幡市	六五	八〇	二、五二	二六一	二、三六	五、九〇
東京市	七、五	〇、八七	二、七六	一、七	三、七	七、六九
大阪市	六、〇	〇、六	二、〇六	一、八	八、五〇	八、〇七
神戸市	六、七	〇、七	二、〇九	二、三	二、〇八	七、七
京都市	六、六	〇、七	二、四三	一、六	二、〇四	六、九
名古屋市	八、三	一、一六	三、三六	一、八	三、三六	一、一六
横濱市	七、四	〇、八四	二、八〇	一、〇	二、八〇	〇、八四
長崎市	六、七	〇、七一	二、〇五	一、七	二、〇五	〇、七一
廣島市	九、五〇	一、七三	二、六二	一、七	二、六二	一、七三
函館區	八、九一	一、三八	三、五二	一、九	三、五二	一、三八
吳市	五、九〇	一、〇三	二、四三	一、五	二、四三	一、〇三
金澤市	七、六九	一、二六	三、四一	一、二	三、四一	一、二六
仙臺市	六、七	〇、七九	二、八〇	一、七	二、八〇	〇、七九
小樽區	八、〇七	一、二二	三、五二	一、九	三、五二	一、二二
札幌區	七、七	〇、八五	二、四	一、七	二、四	〇、八五
鹿兒島市	六、七	〇、七	二、〇三	一、五	二、〇三	〇、七
八幡市	六、九	〇、七	二、八	一、六	二、八	〇、七

比 例 (人口一、〇〇〇に付)

第三 第一回国勢調査

我が邦に於て國勢調査の必要を始めて提唱したのは法學博士杉享二氏であつた。氏は明治二年静岡縣に始めて之を實行し、明治十二年には政府の命を奉じて山梨縣に之を實行したが未だ全國的に之を行ふに至らなかつた、然るに明治三十五年政友會は國勢調査の法律案を議會に提出し幸に兩院を通過して「國勢調査に關する法律」となり明治三十八年に實行さるゝ事となつたが日露戦争のため中止の止むなきに至つた。國勢調査の實行は其の後も絶えず識者の渴望の

的となりつゝも未だ行はれなかつたが世界の大戦に伴ふ我が邦社會組織の進展と歐洲諸國が其の國勢調査にに立脚する諸種の戰時社會政策とは我が邦上下の人心を刺戟し大正六年遂に帝國議會は國勢調査に關する經費の支出を可決した。次いで大正七年九月「國勢調査施行令」、大正八年「第一回国勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律」、**「國勢調査施行細則」**の公布となり、一方大正七年五月の臨時國勢調査局の設置、大正九年七月全國約二十六萬人の國勢調査員の任命となつた。

かくて調査方法の研究、各種の準備が行はれ愈大正九年十月一日午前零時に於ける我が邦版圖内に現住する人々に關して調査が實施されたのである。調査事項は一、氏名 二、世帯に於ける地位 三、男女別 四、出生の年月日 五、配偶の關係 六、職業及職業上の地位 七、出生地 八、民籍別又は國籍別の八項であつた。

右調査の結果の一部たる世帯及び人口は大正九年十二月十六日國勢調査速報として發表された。

帝國版圖内世帯人口

(大正九年十月一日現在)

國勢調査

世帯	總數		男		女	
	人	口	男	女	男	女
全版圖	一五、三三、二二五	七七、〇五、五二〇	三八、九三、四五七	三八、〇八三、〇七三		
内地	一一、三三、〇五三	五五、九六一、一四〇	二八、〇四三、九九五	二七、九一八、一四五		
臺灣	六九〇、七〇〇	三、六五四、三九八	一、八九四、一四一	一、七六〇、二五七		
樺太	二二、〇八七	一〇五、七六五	六二、二四一	四三、五二四		
朝鮮	三、二九七、二八五	一七、二八四、二〇七	八、九三三、〇六〇	八、三六一、一四七		

備考 朝鮮に關する數字は國勢調査の結果にあらず便宜公簿調査の結果を採れり。

府縣別世帯及人口

(大正九年十月一日現在)

國勢調査

世帯	總數		男		女	
	人	口	男	女	男	女
全國	一五、三三、二二五	七七、〇五、五二〇	三八、九三、四五七	三八、〇八三、〇七三		
東京府	七七一、六三六	三、六九九、二八三	一、九五二、九六八	一、七四六、三五二	一一二、四四八	一一二、四四八
京都府	二七六、八九三	一、二八六、九二六	六五〇、五八一	六三六、三三五	一一三、四四六	一一三、四四六
大阪府	五七七、〇八九	二、五八七、八二三	一、三四四、八三六	一、二四三、九七七	二〇八、四〇六	二〇八、四〇六
神奈川縣	二六一、二一六	一、三三三、三七三	六八九、七五二	六三三、六二〇	一〇九、五五一	一〇九、五五一
兵庫縣	四九二、四九六	二、三〇二、八七五	一、一七五、五四〇	一、一七五、五四〇	一〇四、四七	一〇四、四七
長崎縣	三三三、七三三	一、三三三、七三三	五八三、八三九	五五一、九〇三	一〇六、五〇〇	一〇六、五〇〇
新潟縣	三三八、二八〇	一、七七六、四五五	八七一、四九七	九〇四、九五八	九六、五〇四	九六、五〇四
埼玉縣	二二七、九四三	一、三三九、五二六	六四一、一六四	六七八、三五二	九五、五〇五	九五、五〇五
群馬縣	一九六、七三八	一、〇五二、五九四	五二四、〇九七	五三八、四九七	九五、五〇四	九五、五〇四
千葉縣	二五九、三三一	一、三三六、一〇八	六五六、九三七	六七九、一七一	九五、五〇二	九五、五〇二
茨城縣	二七一、二三三	一、三三〇、三三四	六六三、〇九八	六八八、二三六	九六、五〇〇	九六、五〇〇

人口問題

栃木縣	一九三、六三三	一、〇四六、四五八	五一四、二五三	五三三、二〇五	九七、五〇四	九七、五〇四
奈良縣	一一三、一七八	五五四、六〇五	二八〇、三七一	二八四、二三四	九九、五〇〇	九九、五〇〇
三重縣	三三三、〇三〇	一、〇六九、二七七	五二五、九三九	五四三、三三八	九七、四〇八	九七、四〇八
愛知縣	四三八、九三六	二、〇八九、七三〇	一、〇三三、八三五	一、〇五五、八九五	九八、四〇九	九八、四〇九
靜岡縣	二八七、七九六	一、五五〇、一六七	七三三、九七六	七三六、一九一	一〇〇、五〇四	一〇〇、五〇四
山梨縣	一一四、六七七	五八三、四五五	二九〇、八二三	二九二、六三三	九九、五〇一	九九、五〇一
滋賀縣	一四三、四四四	六五一、〇五一	三三三、七四三	三三七、三〇八	九九、四〇五	九九、四〇五
岐阜縣	二一九、一〇九	一、〇七〇、三六六	五三六、三三三	五三四、〇三三	一〇〇、四〇九	一〇〇、四〇九
長野縣	三〇三、二二八	一、五六二、七二五	七五八、六四六	八〇四、〇六九	九四、五〇二	九四、五〇二
宮城縣	一六一、七〇五	九六一、七五五	四八五、二九六	四七六、四五九	一〇二、五〇九	一〇二、五〇九
福島縣	二四九、三九〇	一、三六二、六八九	六七三、五一四	六八九、一七五	九八、五〇五	九八、五〇五
巖手縣	一四四、二八九	八四五、五二〇	四二二、〇六四	四二四、四四六	九九、五〇九	九九、五〇九
青森縣	一二七、六七四	七五六、四二三	三八一、二八三	五七五、一三〇	一〇二、五〇九	一〇二、五〇九
山形縣	一六一、二八六	九六八、八八九	四七八、三三〇	四九〇、五六九	九八、六〇〇	九八、六〇〇
秋田縣	一五二、八三五	八八八、五三二	四三三、六八二	四四四、八五〇	一〇二、五〇九	一〇二、五〇九
福井縣	一二四、八九五	五九九、一五〇	二九三、一七〇	三〇五、九八〇	九六、四〇八	九六、四〇八
石川縣	一五一、七三五	七四七、三五五	三六四、三五六	三八二、九九九	九五、四〇九	九五、四〇九
富山縣	一四一、二三八	七三四、二五八	三三四、七五一	三六九、五〇七	九六、五〇一	九六、五〇一
鳥取縣	九一、四七一	四四四、六七三	二二二、七九九	二三一、八七四	九六、五〇〇	九六、五〇〇
島根縣	一五七、六五二	七二四、六九九	三五四、九六一	三五九、七三八	九九、四〇五	九九、四〇五
岡山縣	二六六、七四三	一、二二七、六六三	六〇五、三一四	六一二、三三九	九九、四〇六	九九、四〇六
廣島縣	三三五、八二三	一、五四一、八七六	七五五、〇四四	七六六、八三二	一〇一、四〇六	一〇一、四〇六
山口縣	二二三、八五一	一、〇四〇、九七九	五二一、〇三五	五一九、九四四	一〇〇、四〇五	一〇〇、四〇五
和歌山縣	一六一、七二六	七五〇、三九九	三七二、〇五三	三七八、三四六	九八、四〇六	九八、四〇六
德島縣	一四〇、六九六	六七〇、二二九	三三一、七九〇	三三八、四二九	九八、四〇八	九八、四〇八
香川縣	一四五、二五二	六七八、二二七	五三六、五七一	五四一、六四六	九九、四〇七	九九、四〇七
愛媛縣	二二九、三六八	一、〇四六、六九六	五二一、三三三	五三一、三三三	九九、四〇六	九九、四〇六
高知縣	一四四、九九三	六七〇、八九三	三三三、〇七九	三三八、八一四	九八、四〇六	九八、四〇六
福岡縣	四三九、六三九	二、一八七、七五五	一、一六六、四〇四	一、〇七一、三五二	一〇四、五〇〇	一〇四、五〇〇

大分縣	一七六、八八五	八六〇、三三六	四三三、六三三	四七七、六三三	九七四・九
佐賀縣	一三六、八四一	六七三、八七六	三三九、九六一	三四三、九二七	九六五・二
熊本縣	二三八、七〇三	一、二二三、一九九	六〇三、三六二	六〇三、八三七	九五五・二
宮崎縣	一三三、二九五	六五一、〇八五	三三六、六〇二	三三四、四八三	一〇一四・九
鹿兒島縣	二九九、四〇九	一、四四五、五三八	六八二、一九九	七三三、三三九	九三三・七
沖繩縣	二九、七五九	五七一、五五五	二七四、八三六	二九六、七九	九三三・八
北海道	四九、七八三	二、三五九、〇九七	一、二四四、三四五	一、二四四、八五二	一三三・五・二

ハ 人口十萬一人以上の市區の世帯及人口

(大正九年十月一日現在) 國勢調査

東京市	四六六、八〇二	二、七三三、一三二	一、二七一、八〇二	一、〇〇一、九八二	二二七	四・八
大阪市	二七六、三三一	一、二五三、九七二	六七三、三六六	五七九、三三六	二二六	四・五

第四 産兒制限問題

人爲的に産兒を制限せんとする主張即ち所謂新マルサス主義は歐米では夙に唱へられた所であつて、殊に最近アメリカではサングー夫人一派が盛んに其の宣傳に努めつつあるのであるが我が國でも昨年頃から之に關する論議の漸く盛んなるを見るに至つた。一家負擔の減少、一國人口の過剩防止母體の保護、優生學等の立場から此の主義に賛成したのは三角錫子、安部磯雄、富士

神戸市	一三八、九八六	六〇八、六三八	三三四、〇三七	二八四、五九一	一一四	四・四
京都市	二三八、八九二	五九一、三〇五	二九九、六八九	二九一、六二六	一〇三	四・六
名古屋市	九三、四三六	四三九、九九〇	二二〇、二七六	二〇九、七二四	一〇五	四・七
横濱市	九五、三四一	四三二、九四二	二三四、〇五〇	一九八、八九二	一一三	四・四
長崎市	三七、〇三六	一七六、五五四	九〇、八九七	八五、六五七	一〇六	四・八
廣島市	三三、五五三	一六〇、五〇四	八三、三三七	七七、一六七	一〇八	四・六
函館市	二九、一五五	一四四、七四〇	七五、六四七	六九、〇九三	一〇九	五・〇
吳市	二八、二六八	一三〇、三五四	七三、七五四	五六、六〇〇	一三〇	四・六
金澤市	二九、二八七	一三九、三三〇	六二、八四二	六二、四七八	九五	四・四
仙臺市	二二、八六一	一一八、九七八	六三、五三九	五九、四九九	一一一	五・四
小樽市	二二、二七五	一〇八、一一三	五六、四〇六	五一、七〇七	一〇九	五・一
札幌市	二〇、〇三八	一〇三、五七一	五三、〇一一	四九、五六〇	一〇七	五・一
鹿兒島市	二九、九四三	一〇三、三九六	四九、一九一	五三、二〇五	九三	五・一
八幡市	二二、三三三	一〇〇、二七七	五三、三三三	四三、八五四	一二九	四・五

川游等の人々で、人口の減少は國家の發展を妨げる、産兒制限は風俗を壞亂する等の理由で之に反對したのは吉田熊次、生江孝之の諸氏であり、移民問題、勞働問題、優生學、結婚問題、婦人の解放等は産兒の制限によりて解決さるゝものでなく其の解決策は皆之を他の方面に求むべしとて之に反對した人に山田わか氏があつた。本年に入るも新聞に雜誌に相變らず此の問題は論議せられた。今其の一二を擧げて見れば石本静枝氏は我が日本にはバースコントロールの特に必要なる理由が三つある。(一)人口稠密にして富源に乏しい日本では移民か人口を減少せしむるか何れかの方法を探らなければならぬが移民が到る處排斥せられつゝある今日、唯残れるは後の方法のみなる事(二)甚だ低き日本の生活程度を高める方法としてバースコントロールの必要なる事(三)婦人の地位甚だ低く、其の時間の大部は育兒其の他の家事一般に用ひられつゝ

ある日本では婦人解放のためバースコント
ロールが必要なる事即ち是れである」と述
べ更に山川菊榮氏は「マルサスの人口論の
誤れる事は既にベール、クロボトキン等
によりて證明せられたけれども、現在の資
本主義的經濟制度の下に於ては無産階級の
男女にとり結婚を拒否せず然も自身餓死を
遁れると同時に未來の種族をも飢寒に死な
しめぬ唯一の手段が産兒調節にある事の少
くない。又經濟上の必要はさほごでなくと
も家族の増加による精神的肉體的の負擔を
欲しないため之を避ける場合も、今日の如
き何等の公共的育兒機關もなく、育兒以外
に婦人の活動を殆んど許さない社會に於て
は亦是認さるべきである。又資本主義の非
人道的な搾取と壓制とに對する抗議として
の出産ストライキ、此の動機による産兒制
限亦是認さるべきである。又如何なる社會
に於ても男女を通じて親となるべきや否や
を決定する權利、並びに親となるべき時機
を選択する權利は失はれる筈がない、従つ
て之を婦人の方面より見たる母性に對する

選擇權は戀愛の自由と共に婦人解放の要素
であるから此の自主的母性の條件としての
産兒制限は意義のあるものである」と論じ
た。此の外尙多くの論議を見たけれども要
するに昨年來盛んに行はれた産兒制限問題
に關する論議も多くは何等確實なる我が國
の統計的數字的根據に立てるものではなく
朝に一の新思想を迎へて夕に更に他の新思
想に走らんとする我が國人の性癖の反影た
るに過ぎなかつた様である。然し乍ら我が
國近代の社會制度の變遷、經濟組織の推移
と現代人の享樂主義とは此のバースコント
ロールの問題を漸く一般社會意識に上らし
めつゝあるからそはやがて一の重大なる問
題たらずんば止まないであらう。